



令和3年6月1日

新潟県弁護士会と「災害時における法律相談業務 に関する協定」を締結します ※県内自治体初

災害時の復旧に向けた市民生活の安定のために、見附市は新潟県弁護士会と法律相談業務に関する協定を締結します。締結後は、災害時に市が新潟県弁護士会に法律相談会の開催を要請できるようになります。新潟県弁護士会と県内の市町村がこうした内容の協定を結ぶのは、見附市が初となります。

■締結日 6月1日（火） ※調印式は行わず、文書でのやりとりのみで協定を締結。

■協定内容 災害時に、市が被災者のための無料法律相談会の開催を県弁護士会に要請できる。

※協定の詳細は、新潟県弁護士会が作成した別紙資料をご確認ください。

【本件の問合せ先】

企画調整課 防災担当 ☎（0258）62-1700（内線 312）

送信枚数 3 枚（この表紙含む）

発信者：見附市役所 企画調整課 秘書広報係 野村（内線 303）

☎（0258）62-1700 FAX（0258）63-1006

